

## 「大谷翔平選手ふるさと応援団」会則

(名称)

第1条 この会は、「大谷翔平選手ふるさと応援団」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市出身大谷翔平選手のメジャーリーグベースボールにおける激励及び応援を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 大谷翔平選手の応援活動に関する情報共有
- (2) 会員が実施する大谷翔平選手の応援事業への協力
- (3) その他本会の目的達成のために必要と認められる活動

(会員)

第4条 本会は、別表に掲げる団体で構成するものとする。

(役員及び職務)

第5条 本会の役員として会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員任期が終了した後も後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名し委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営に対して意見・提言をすることができる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 会則の改定
- (3) 役員を選任
- (4) その他本会の運営に関し必要と認める事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、奥州市協働まちづくり部生涯学習スポーツ課に置く。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、本会設立の日から施行する。

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

団体名
奥州市
奥州市議会
奥州市教育委員会
奥州商工会議所
前沢商工会
岩手ふるさと農業協同組合
岩手江刺農業協同組合
一般社団法人奥州市観光物産協会
一般社団法人奥州市スポーツ協会
奥州市野球協会